

# ごみの分け方・出し方

吉田町

ごみの減量と分別にご協力ください！

資源のリサイクルのため、下の表のとおり分別して排出しましょう！

○収集に出すごみ(収集日の朝8:00までに決められたごみ収集場所へ出しましょう。)

<h2>可燃物</h2>	 <p>スーパーやホームセンター等で販売している組合指定の「燃えるごみ専用家庭用指定袋」に入れ、可燃物の収集日に決められた場所へ出してください。 指定袋に入らない大きさのものは清掃センターへ搬入してください。</p>
<h2>金物類</h2>	 <p>袋に入らない大きさのものは、リサイクルセンターへ搬入してください。 ガスボンベ・スプレー缶・使い捨てライターは必ずガス抜きをして出してください！</p>
<h2>プラスチック類 マークあり</h2>	 <p>容器や包装として使用されたプラスチックのみです。汚れが多いものは回収できません。 <b>プラスチック類は、洗ってキレイにして出しましょう！</b></p>
<h2>プラスチック類 マークなし</h2>	 <p>商品自体がプラスチック製のものなど、プラマークの付いていないプラスチック類です。 主に、硬いプラスチック類です。 マークありとマークなしは別々の袋に入れて出してください。</p>
<h2>ガラス類</h2>	 <p>(例外) 水銀体温計を廃棄する場合は、清掃センター・リサイクルセンター・吉田町役場都市環境課まで直接お持ちください。</p>
<h2>ペットボトル</h2>	 <p>キャップ・ラベルを外し、本体のみを軽く洗って出してください。 (キャップ・ラベルはマークありプラスチックへ)</p>

◎ごみ分別に関するお問い合わせ先




吉田町牧之原市広域施設組合 清掃センター TEL 24-0530 (ゴミゼロ)	吉田町牧之原市広域施設組合 リサイクルセンター TEL 29-0425	吉田町役場 都市環境課環境部門 TEL 33-2102
---	---	-----------------------------------

○可燃物は、組合指定の「燃えるごみ専用家庭用指定袋」に入れて出してください。  
○可燃物以外のものは「中身の見える袋」または、「不燃物分別袋」に入れて出してください。

※事業所のごみはごみ収集場所へ出すことができません。

# ○自ら処理施設等へ持込むごみ

## 蛍光灯 乾電池

蛍光灯は、回収協力店又はリサイクルセンターに持ち込んでください。  
 乾電池は、吉田町役場、4自治会館、回収協力店又はリサイクルセンターに持ち込んでください。

<b>公共施設</b> (乾電池のみ持込み可能)	○ 住吉会館 ○ 川尻会館 ○ 片岡会館	○ 自彊館 ○ 吉田町役場(1階ロビー)	○ リサイクルセンター (リサイクルセンターへは 蛍光灯も持込み可能です。)
<b>回収協力店</b> (乾電池・蛍光灯)	◎ カインズホーム吉田店 (住吉1230) ◎ 南本杉電気商会 (住吉2197) ◎ 南光陽電気 (住吉2570) ◎ 大同エレックス(株) (川尻1202-1) ◎ 松本電気 (片岡1776)	◎ その他電器 (片岡2172) ◎ 中村電器 (神戸128-1) ◎ ほりもと電器 (神戸248-2) ◎ 鈴木電気(株) (神戸1655) ◎ 益田電器商会 (神戸2087-4)	

## 古紙類







資源回収に出すか、リサイクルセンターへ搬入してください。  
 (新聞は4自治会館に持ち込み可能です。)

## 粗大ごみ







































剪定枝は、太さ20cm以内、長さ1m以内にして清掃センターへ搬入してください。  
 たたみは、半分に切断して清掃センターへ搬入してください。

- ・多量の場合は、事前に清掃センター(Tel.24-0530)またはリサイクルセンター(Tel.29-0425)へ連絡してください。
- ・最大積載量2t以下の車両で搬入してください。
- ・出来る限り解体・分別し、燃えるものは清掃センターへ、燃えないものはリサイクルセンターへ搬入してください。

## 小型家電

























・解体せずに、そのままリサイクルセンターへ搬入してください。  
 電気カーペットは、コントローラー、スイッチ、コード、コンセント部分はリサイクルセンターへ搬入し、カーペット部分は30cm程度に切断して可燃物として排出または清掃センターへ搬入してください。

## 家電リサイクル法対象製品











家電リサイクル対象物です。以下のいずれかの方法で処分してください。  
 ①購入先やお近くの家電販売店にお問い合わせください。  
 ②リサイクル料金を支払い、家電リサイクル券を取得後、リサイクルセンターへ搬入してください。(運搬手数料がかかります。)  
 ③リサイクル料金を支払い、家電リサイクル券を取得後、指定取引場所へ搬入してください。

## がれき類

コンクリート 瓦	ブロック レンガ	吉田町役場都市環境課の窓口で搬入の申請をして、許可を受けた後、吉田町一般廃棄物最終処分場へ持ち込んでください。
-------------	-------------	---

# ○収集も持込みもできないごみ

## バイク 原動機付自転車



二輪車リサイクル対象物です。お近くの**二輪車販売店**又は**二輪車リサイクルコールセンター**(Tel.050-3000-0727)にお問合わせください。

## 自動車部品




お近くの**自動車販売店、整備店**などにお問い合わせください。

## パソコン


パソコンリサイクル対象物です。製造メーカー又は**一般社団法人パソコン3R推進協会**(Tel.03-5282-7685)にお問合わせください。

## 産業廃棄物

○塩化ビニール製品(農業用ビニールなど)  
 ○農業ビン○スレート類(壁材)○ガスボンベ  
 ○事業所から排出されたプラスチックなど

**産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。**  
 ※処理業者がわからないときのお問合わせ先  
 公益社団法人静岡県産業廃棄物協会(Tel.054-255-8285)

## その他



消火器リサイクル対象物です。  
 消火器の購入業者にお問い合わせください。

<b>ピアノ</b> <b>エレクトーン</b> <b>温水器</b> <b>化学薬品</b>	<b>塗料</b> <b>ガスボンベ</b> <b>石膏ボード</b> <b>浴槽</b> など	吉田町牧之原市広域施設組合の処理施設では処理できないものです。 購入業者や専門業者にお問い合わせください。
--	---	--